

光陽ファイナンストレード株式会社

(2009年版)

# (平成20年度) 会社基礎簿

光陽ファイナンシャルトレード株式会社

|                  |    |
|------------------|----|
| はじめに             | 1  |
| 1. 会社の概況         |    |
| ① 会社名等           | 3  |
| ② 会社の沿革          | 3  |
| ③ 会社の目的          | 5  |
| ④ 事業の内容          | 6  |
| ⑤ 営業所の状況         | 8  |
| ⑥ 財務の概要          | 8  |
| ⑦ 発行済株式総数        | 8  |
| ⑧ 主要株主名          | 8  |
| ⑨ 役員の状況          | 9  |
| ⑩ 従業員の状況         | 10 |
| 2. 営業の状況         |    |
| ① 営業方針           | 10 |
| ② 当社及び当業界を取巻く環境  | 11 |
| ③ 営業の経過及び成果      | 12 |
| ④ 対処すべき課題        | 14 |
| ⑤ 受託業務管理規則等      | 15 |
| ⑥ 外務員の登録状況       | 28 |
| ⑦ 委託者に関する事項      | 28 |
| ⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項 | 28 |
| 3. 経理の状況         |    |
| ① 貸借対照表          | 31 |
| ② 損益計算書          | 32 |
| ③ 株式資本等変動計算書     | 33 |
| ④ 個別注記表          | 34 |
| ⑤ 監査に関する事項       | 38 |
| ⑥ 財務比率           | 39 |
| 4. 業務関連事項        |    |
| ① 月間取引高          | 別添 |
| ② 月末建玉数          | 別添 |

## 【はじめに】

本書は、平成21年3月期（平成20年4月～平成21年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概況

|          |                                                     |
|----------|-----------------------------------------------------|
| 「会社の沿革」  | 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。                             |
| 「会社の目的」  | 定款に記載された当社の目的を記載しています。                              |
| 「事業の内容」  | 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。                           |
| 「財務の概要」  | 平成21年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。 |
| 「主要株主名」  | 親会社1社の氏名、所有株式数等を記載しています。                            |
| 「役員の状況」  | 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。                             |
| 「従業員の状況」 | 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。                             |

### 2. 営業の状況

|                 |                                       |
|-----------------|---------------------------------------|
| 「営業方針」          | 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。            |
| 「当社及び当業界を取巻く環境」 | 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。     |
| 「営業の経過及び成果」     | 当社の平成20年度における業績について記載しています。           |
| 「対処すべき課題」       | 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。            |
| 「受託業務管理規則」      | 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。 |

### 3. 経理の状況

#### 「財務比率」

##### (a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額(※)}}{\text{リスク額(※)}} \times 100$$

※ 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）があり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（※）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額(※)}} \times 100$$

※「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（※）}} \times 100$$

※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

## 1. 会社の概況

### ① 会社名等

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 商品取引員名 | 光陽ファイナンストレード株式会社   |
| 代表者名   | 代表取締役社長 小笠原 昭夫     |
| 所在地    | 東京都中央区東日本橋二丁目13番2号 |
| 電話番号   | 03-5825-3731 (代)   |

### ② 会社の沿革

当社は昭和38年2月大同物産株式会社として設立致しました。

| 年     | 月   | 概 要                                                                                                                                         |
|-------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和38年 | 2月  | 商品先物取引受託業務を目的として、大同物産株式会社を名古屋市中区伊倉町2-10に創業 資本金1,500万円                                                                                       |
|       | 4月  | 名古屋穀物商品取引所仲買人加入                                                                                                                             |
|       | 11月 | 富山支店開設                                                                                                                                      |
| 昭和39年 | 6月  | 三島支店開設                                                                                                                                      |
| 昭和40年 | 2月  | 名古屋繊維取引所仲買人加入                                                                                                                               |
| 昭和46年 | 1月  | 商品取引所法改正により従来の商品仲買人より商品取引員として許可                                                                                                             |
| 昭和51年 | 1月  | 松本支店開設                                                                                                                                      |
| 昭和54年 | 12月 | 資本金7,200万円に増資                                                                                                                               |
| 昭和55年 | 9月  | ミリオン貿易株式会社に商号変更                                                                                                                             |
| 昭和57年 | 3月  | 東京金取引所に会員加入                                                                                                                                 |
|       | 6月  | ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)会員加入                                                                                                                    |
|       | 10月 | 東京穀物商品取引所に会員加入                                                                                                                              |
| 昭和58年 | 9月  | 資本金3億6,000万円に増資                                                                                                                             |
| 昭和59年 | 1月  | 東京金取引所貴金属市場商品取引員許可                                                                                                                          |
|       | 5月  | 名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場商品取引員許可                                                                                                                       |
|       | 7月  | 商品取引員東邦商事株式会社を吸収合併<br>上記合併に伴ない、東京・大阪・京都・福岡支店を開設<br>大阪化学繊維取引所毛糸、スフ糸市場商品取引員許可<br>豊橋乾繭取引所繭糸市場商品取引員許可<br>関門商品取引所商品取引員許可<br>東京繊維商品取引所綿糸市場商品取引員許可 |
|       | 10月 | 大阪化学繊維、大阪三品取引所合併による大阪繊維取引所の設立で同取引所商品取引員許可                                                                                                   |
|       | 11月 | 東京金、東京繊維商品、東京ゴム取引所合併による東京工業品取引所の設立で同取引所商品取引員許可                                                                                              |
| 昭和60年 | 5月  | 東京穀物商品取引所農産物市場商品取引員許可                                                                                                                       |
| 昭和62年 | 1月  | 資本金4億6,000万円に増資                                                                                                                             |
| 昭和63年 | 12月 | 大阪砂糖取引所商品取引員許可                                                                                                                              |
| 平成3年  | 11月 | 資本金5億6,000万円に増資                                                                                                                             |
|       | 12月 | 資本金6億6,000万円に増資                                                                                                                             |

| 年       | 月    | 概 要                                                                                                                                                |
|---------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 5 年  | 10 月 | 大阪穀物、大阪砂糖、神戸穀物、3 取引所合併による関西農産商品取引所設立で同取引所商品取引員許可                                                                                                   |
| 平成 8 年  | 10 月 | 名古屋穀物砂糖、名古屋繊維、豊橋乾繭取引所合併により中部商品取引所設立で同取引所商品取引員許可                                                                                                    |
| 平成 9 年  | 1 月  | 東京工業品取引所アルミニウム市場会員加入                                                                                                                               |
|         | 4 月  | 関西農産商品取引所、神戸生絲取引所合併による関西商品取引所の設立で同取引所商品取引員許可                                                                                                       |
|         | 10 月 | 大阪繊維、神戸ゴム取引所合併による大阪商品取引所の設立で同取引所商品取引員許可<br>大阪商品取引所アルミニウム市場商品取引員許可<br>広島支店開設                                                                        |
|         | 12 月 | 大阪商品取引所ゴム、天然ゴム指数市場会員加入                                                                                                                             |
| 平成 10 年 | 4 月  | 大阪商品取引所ゴム、天然ゴム指数市場商品取引員許可                                                                                                                          |
| 平成 11 年 | 5 月  | 商品投資販売業許可                                                                                                                                          |
|         | 6 月  | 東京工業品取引所石油市場商品取引員許可                                                                                                                                |
|         | 10 月 | 中部商品取引所畜産物市場商品取引員許可                                                                                                                                |
|         | 12 月 | 中部商品取引所石油市場商品取引員許可                                                                                                                                 |
| 平成 12 年 | 6 月  | 本店の位置を名古屋より東京へ変更<br>名古屋支店開設<br>東京支店廃止                                                                                                              |
| 平成 13 年 | 2 月  | 資本金 6 億 9,875 万円に増資                                                                                                                                |
|         | 6 月  | 光陽ファイナンストレード株式会社に商号変更                                                                                                                              |
| 平成 14 年 | 1 月  | 京都支店廃止                                                                                                                                             |
|         | 3 月  | 三島支店廃止                                                                                                                                             |
|         | 6 月  | 松本支店廃止                                                                                                                                             |
|         | 8 月  | 大阪商品取引所ニッケル市場商品取引員許可                                                                                                                               |
| 平成 16 年 | 3 月  | 中部商品取引所 農産物市場脱退                                                                                                                                    |
|         | 6 月  | 商品ファンド販売開始                                                                                                                                         |
|         | 10 月 | 新潟支店開設                                                                                                                                             |
| 平成 17 年 | 8 月  | 東京営業部開設                                                                                                                                            |
|         | 9 月  | 広島支店廃止                                                                                                                                             |
| 平成 18 年 | 3 月  | 東京営業部廃止                                                                                                                                            |
|         | 7 月  | 三晃商事株式会社との合併により本社を移転。同時に新潟支店・大阪支店・福岡支店を移転<br>東京穀物商品取引所・砂糖市場、東京工業品取引所・アルミニウム市場、関西商品取引所・農産物市場・水産物市場 受託の許可<br>純金積立の販売開始<br>営業譲渡により東京工業品取引所・ゴム市場 受託の許可 |
|         | 9 月  | 金融商品事業部開設                                                                                                                                          |

| 年       | 月    | 概 要                |
|---------|------|--------------------|
| 平成 19 年 | 1 月  | 金融商品事業部を東京事業部に呼称変更 |
|         | 2 月  | 証券仲介業（金融商品仲介業）登録   |
|         | 7 月  | 関西商品取引所 脱退         |
|         |      | 東京事業部を東京支店に呼称変更    |
|         | 10 月 | 富山支店廃止             |
|         | 12 月 | 福岡支店移転             |
| 平成 20 年 | 2 月  | 本社移転               |
|         |      | 東京支店廃止             |
|         | 3 月  | 名古屋支店移転            |
|         | 10 月 | 金融商品仲介業（証券仲介業）廃止   |
| 平成 21 年 | 3 月  | 中部大阪商品取引所ニッケル市場 脱退 |

### ③ 会社の目的

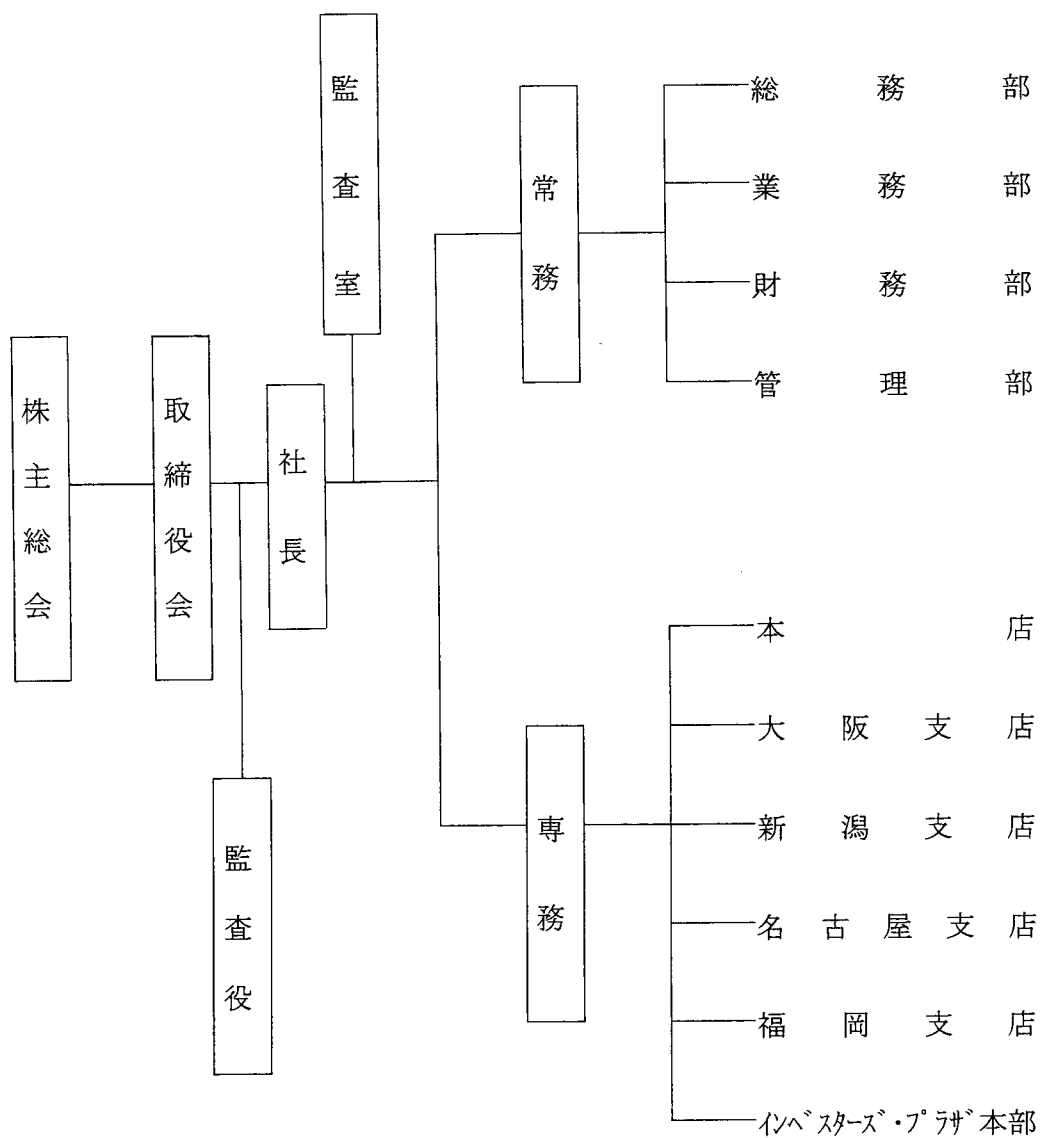
1. 商品取引所法に基づく商品市場における上場商品及び上場商品指数の取引（オプション取引を含む。）、取引の受託並びに取次ぎ
2. 商品取引所法の適用を受ける商品に係る売買、売買の仲介、取次ぎ若しくは代理並びに輸出入
3. 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用を受ける海外商品市場における先物取引並びにその委託又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引受ける業務
4. 金融商品取引法に基づく、商品投資事業に係わる金融商品の設定、運用、管理、販売業務並びに商品投資顧問業務
5. 金融先物取引並びにその委託、受託、取次ぎ及び代理業務
6. 外国為替取引並びにその委託、受託、取次ぎ及び代理業務
7. 外貨両替業務
8. デリバティブの開発及び販売業務
9. 投資事業組合財産の運用及び管理業務
10. 有価証券の所有及び投資
11. 動産、不動産の所有、管理及び利用並びに売買、交換、投資、貸借及びその仲介
12. 日用品雑貨の製造及び販売並びに輸出入
13. 生命保険の募集に関する業務
14. 金融商品取引法に基づく金融商品仲介業として次に掲げる業務
  - ① 有価証券の売買の媒介
  - ② 取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理並びに外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理の媒介
  - ③ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
15. 前各号に付帯関連する一切の事業

（注）上記のうち\_\_\_\_\_線部分の事業は現在行っておりません

#### ④ 事業の内容

##### (1) 経営組織

当社の経営組織は、次の通りであります。





## (2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき、商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（以下「商品市場における取引」という。）について顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

### (a) 主たる業務

#### イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。（許可番号：農林水産省指令17総合第34号、経済産業省平成17・04・05商第3号）

| 市場<br>取引所 | 農産物 | 砂糖 | 貴金属 | アルミ | ゴム | 天然ゴム指数 | 石油 | 畜産物 | 鉄スクラップ | 水産物 | 上場商品名                                                         |
|-----------|-----|----|-----|-----|----|--------|----|-----|--------|-----|---------------------------------------------------------------|
| 東京穀物商品取引所 | ○   | ○  |     |     |    |        |    |     |        |     | 一般大豆、NON-GMO大豆、小豆、とうもろこし、コーヒー生豆（アビカ・アスタ）、生糸粗糖                 |
| 東京工業品取引所  |     |    | ○   | ○   | ○  |        | ○  |     |        |     | 金、銀、白金、パラジウム、金ワシオン<br>アルミニウム<br>ガソリン、灯油、原油<br>ゴム              |
| 中部大阪商品取引所 |     |    |     | ○   | ○  | ○      | ○  | ○   | ○      |     | ガソリン、灯油、軽油<br>鶏卵<br>アルミニウム<br>ゴム（RSS・TSR）<br>天然ゴム指数<br>鉄スクラップ |

#### ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であり、自己売買業務は上記イに掲げた取引員加入及び会員加入の商品市場において行っております。

### (b) 従たる業務

金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業（商品ファンド販売業務）を行っております。

また、純金積立の販売業務も同様に行っております。

⑤ 営業所の状況

| 店舗の名称 | 所在地                             | 電話番号         |
|-------|---------------------------------|--------------|
| 本店    | 〒103-0004 東京都中央区東日本橋二丁目13番2号    | 03-5825-3731 |
| 名古屋支店 | 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目30番4号  | 052-856-0281 |
| 大阪支店  | 〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島三丁目2番18号   | 06-6441-3500 |
| 新潟支店  | 〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通二丁目5番8号   | 025-240-3500 |
| 福岡支店  | 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目3番10号 | 092-686-9191 |

⑥ 財務の概要（平成21年3月決算期）

|            |             |
|------------|-------------|
| (a) 資本金    | 698,750千円   |
| (b) 純資産額*1 | 4,236,995千円 |
| (c) 総資産額   | 8,707,950千円 |
| (d) 営業収益   | 1,726,838千円 |
| (内受取手数料)   | 1,559,882千円 |
| (e) 経常損失   | 416,962千円   |
| (f) 当期純損失  | 464,964千円   |

\* 1 純資産額は、商品取引所第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,351,000株 (平成21年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、店頭公開もしていません。

⑧ 主要株主名

| 氏名            | 住所         | 所有株式数      | 発行済株式数に対する所有株式の割合 |
|---------------|------------|------------|-------------------|
| 光陽ホールディングス(株) | 東京都中央区東日本橋 | 1,351,000株 | 100%              |
| 計             |            | 1,351,000株 | 100%              |

⑨ 役員の状況

| 役名及び<br>職 名  | 氏 名<br>生年月日          | 略 歴                                                                                                                   | 所有株<br>式数 |
|--------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 代表取締役<br>社長  | 小笠原昭夫<br>昭和24年11月10日 | 昭和47年4月 協栄物産株式会社入社<br>昭和55年4月 小島商事株式会社入社<br>昭和55年9月 当社入社<br>平成 9年4月 取締役就任<br>平成13年6月 常務取締役就任<br>平成15年6月 代表取締役社長就任（現職） | 一株        |
| 代表取締役<br>副会長 | 村上久広<br>昭和25年8月25日   | 昭和48年4月 ゼネラル貿易株式会社入社<br>平成15年6月 当社入社 取締役就任<br>平成17年3月 代表取締役就任（現職）                                                     | 一株        |
| 専務取締役        | 猪股圭次<br>昭和29年3月21日   | 昭和52年4月 ゼネラル貿易株式会社入社<br>平成16年7月 三貴商事株式会社入社<br>平成17年4月 三晃商事株式会社入社<br>平成18年7月 当社入社 専務取締役就任（現職）                          | 一株        |
| 常務取締役        | 田元利明<br>昭和24年5月22日   | 昭和43年2月 豊商事株式会社入社<br>平成 5年2月 当社入社<br>平成 9年4月 取締役就任<br>平成12年6月 常務取締役就任（現職）                                             | 一株        |
| 取締役会長        | 川路耕一<br>昭和20年11月9日   | 昭和43年5月 吉原商品株式会社入社<br>平成 6年3月 当社入社 取締役就任（現職）                                                                          | 一株        |
| 監査役<br>（常勤）  | 松本隆満<br>昭和26年12月11日  | 平成18年7月 当社入社 監査役就任（現職）                                                                                                |           |
| 監査役          | 谷舘龍二<br>昭和9年3月10日    | 平成17年3月 当社入社 監査役就任（現職・社外）                                                                                             | 一株        |
| 計            | 7 名                  |                                                                                                                       |           |

## ⑩ 従業員の状況

|         | 総 計       | 男 女 別     |           | 営業／非営業    |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|         |           | 男         | 女         | 営 業       | 非営業       |
| 従 業 員 数 | 1 6 5 人   | 1 3 5 人   | 3 0 人     | 1 0 8 人   | 5 7 人     |
| 平 均 年 齢 | 3 6 . 5 才 | 3 8 . 5 才 | 2 7 . 6 才 | 3 5 . 5 才 | 3 7 . 6 才 |
| 平均勤続年数  | 5 . 3 年   | 6 . 3 年   | 3 . 3 年   | 4 . 4 年   | 9 . 2 年   |
| 外 務 員 数 | 1 2 7 人   | 1 1 4 人   | 1 3 人     | 1 0 7 人   | 2 0 人     |

(注) 従業員数には嘱託・契約社員を含んでおります。

## 2. 営業の状況

### ① 営業方針

当社は、お客様に信頼される企業作りを目指し、商品先物取引に関するあらゆる情報サービスを迅速かつ分かり易くお客様に提供することを第一に考えております。当社の主力商品である石油、貴金属、農産物等の基本的な相場変動要因である需給動向に加え、これらの国際商品に多大な影響を与える為替動向の分析を充実させ、他の取扱商品を含めた幅広い情報収集と多角的な情報分析を行っております。

社員教育では、お客様に対して常に的確なアドバイスが出来るよう、社内で専門部署を設け「マーケットウォッチ」と題し、毎日数回に渡り営業社員向けに相場情報の提供を行っており、お客様に喜ばれる企業を目指しております。

受託業務については、お客様の大切な資産をお預かりするという立場から、ご契約の前取引の仕組みや基本的ルールについて十分な説明を行っておりますので、初めての方にも安心して商品先物取引に参加していただいております。また取引開始後においても3ヶ月の間、建玉枚数を抑制していただく習熟期間を設け、その間に商品先物取引に対する理解を深めていただいております。営業社員には、一時的な利潤を追求するのではなく、常にお客様の保護と育成を念頭に置き、長期に亘って良きアドバイザーたることを求め、各種資格を得る為の教育を実施いたしております。

管理部門においては、本店管理部に全支店を網羅したお客様相談窓口を設置しておりますが、各支店にもお客様サービス室員を配置することにより、お客様の商品先物取引に対する理解度の再確認等のアフターサービスを行うとともに、お客様からの問合せや相談等に対して、迅速に対応できるようにしております。

## ② 当社及び当業界を取巻く環境

平成 20 年度のわが国経済は、米国発のサブプライムローン問題やリーマンショックに端を発した金融危機が、実体経済にも影響を及ぼし、雇用情勢・企業業績が大幅に悪化、個人消費も大幅な落ち込みが見られ、厳しい環境が続いております。内閣府は 3 月の月例報告においても「景気は急速な悪化が続いており、厳しい状況にある」と発表しました。更なる景気の下振れリスクが懸念されるなかで、政府は各種景気対策を打ち出し、金融緩和に乗り出しました。

また、世界経済に目を向けても、多くの先進国が金融市場の混乱・景気後退に陥り、米国では FRB（連邦準備制度理事会）が事実上ゼロ金利政策を、米国政府は大規模な経済対策として、金融安定化法・景気対策法を成立させました。

一方、新興国においても貿易収支が悪化するなど、成長が減速しました。

商品先物業界におきましては、東京工業品取引所が平成 20 年 12 月 1 日付けをもって会員組織から株式会社に組織変更され、国際競争力強化を目的に新取引システムを導入して、平成 21 年 5 月 7 日より取引時間の延長実施を決めました。一方、取引員サイドでは、世界的な景気後退や規制強化などによる業績悪化に加え、更なる取引システムコストの増加、株式会社日本商品清算機構の参加資格基準の見直しに耐え切れず、商品先物事業から撤退する会社や対面営業を縮小する動きが見られ、取引員数の減少から登録外務員数も平成 21 年 3 月末現在、約 4,800 人と大幅に減少しました。そのため、平成 20 年度の総売買枚数は前年比 34.8% 減の 9,262 万 3,036 枚にとどまり、5 期連続で前年度を下回りました。

そんななか、当社の平成 20 年度の商品先物業務に係る総売買枚数は 119 万 2,452 枚と前年度よりも 10 万 7,449 枚の減少（前年比 8.3%減）となりました。また、当社は兄弟会社である三貴商事株式会社から平成 20 年 10 月 31 日及び同年 11 月 14 日付で商品先物取引の対面営業に係る委託者をトランスファー制度のもと受け入れを行ない、平成 21 年 1 月 30 日付で「純金積立」並びに「商品ファンド」の事業を継承（事業譲渡）して業務を行なっております。その結果、当期の商品先物受託業務に係る受取手数料並びに商品ファンド販売手数料等の手数料収入額は 15 億 5,988 万円（前年比 35.2%減）、自己ディーリングによる売買損益部門では商品先物決済損益 1 億 4,389 万円、商品先物評価損益△424 万円をそれぞれ計上しております。また、純金積立業務に係る金地金の商品売買損益として 2,764 万円、海外ディーリング業務における売買損益△33 万円を加え、営業収益合計は 17 億 2,683 万円（前年比 28.6%減）となりました。

一方、営業費用は前年度から経費削減に取り組んだ結果が現れ、21 億 4,801 万円（前年比 30.5%減）となりました。その結果、当期の営業損失は 4 億 2,117 万円、経常損失は 4 億 1,696 万円、税引後の当期純損失は 4 億 6,496 万円となりました。

③ 営業の経過及び成果

当事業年度における受取手数料及び売買損益は次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

| <div>期 別</div> <div>商品市場名</div>                                                                                                                                                                                               | <div>第 47 期</div> <div>(自 平成 20 年 4 月 1 日)</div> <div>(至 平成 21 年 3 月 31 日)</div>                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>商品先物取引</div> <div>農 産 物 市 場</div> <div>畜 産 物 市 場</div> <div>貴 金 属 市 場</div> <div>ア ル ミ 市 場</div> <div>ニ ッ ケ ル 市 場</div> <div>砂 糖 市 場</div> <div>ゴ ム 市 場</div> <div>天然ゴム指数市場</div> <div>石 油 市 場</div> <div>鉄スクラップ市場</div> | <div>332,104</div> <div>-</div> <div>1,121,001</div> <div>1</div> <div>-</div> <div>4,414</div> <div>22,052</div> <div>-</div> <div>76,100</div> |
| <div>小 計</div>                                                                                                                                                                                                                | <div>1,555,676</div>                                                                                                                             |
| <div>商品ファンド</div>                                                                                                                                                                                                             | <div>4,205</div>                                                                                                                                 |
| <div>小 計</div>                                                                                                                                                                                                                | <div>4,205</div>                                                                                                                                 |
| <div>合 計</div>                                                                                                                                                                                                                | <div>1,559,882</div>                                                                                                                             |

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
2. 千円未満は切り捨て表示しております。

## (b) 売買損益

(単位：千円)

| 期 別<br>商品市場名 | 第 47 期<br>(自 平成 20 年 4 月 1 日)<br>(至 平成 21 年 3 月 31 日) |          |
|--------------|-------------------------------------------------------|----------|
|              | 商品先物決済損益                                              | 商品先物評価損益 |
| 商品先物取引       |                                                       |          |
| 農 産 物 市 場    | △29,078                                               | △174     |
| 畜 産 物 市 場    | -                                                     | -        |
| 貴 金 属 市 場    | 86,424                                                | -        |
| ア ル ミ 市 場    | -                                                     | -        |
| ニ ッ ケ ル 市 場  | -                                                     | -        |
| 砂 糖 市 場      | 10,697                                                | 162      |
| ゴ ム 市 場      | 12,922                                                | -        |
| 石 油 市 場      | 62,924                                                | △4,233   |
| 鉄スクラップ市場     | -                                                     | -        |
| 合 計          | 143,891                                               | △4,245   |

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (c) 売買高

(単位：枚)

| 商品市場名       | 期<br>内<br>別<br>記 | 第 47 期<br>(自 平成 20 年 4 月 1 日)<br>(至 平成 21 年 3 月 31 日) |         |           |
|-------------|------------------|-------------------------------------------------------|---------|-----------|
|             |                  | 委託                                                    | 自己      | 合計        |
| 商品先物取引      |                  |                                                       |         |           |
| 農 産 物 市 場   |                  | 142,494                                               | 37,853  | 180,347   |
| 畜 産 物 市 場   |                  | -                                                     | -       | -         |
| 貴 金 属 市 場   |                  | 382,335                                               | 273,424 | 655,759   |
| ア ル ミ 市 場   |                  | 2                                                     | -       | 2         |
| ニ ッ ケ ル 市 場 |                  | -                                                     | -       | -         |
| 砂 糖 市 場     |                  | 1,328                                                 | 6,861   | 8,189     |
| ゴ ム 市 場     |                  | 14,804                                                | 155,792 | 170,596   |
| 天然ゴム指数市場    |                  | -                                                     | -       | -         |
| 石 油 市 場     |                  | 68,018                                                | 109,541 | 177,559   |
| 鉄 ス ク ラ ッ プ |                  | -                                                     | -       | -         |
| 合 計         |                  | 608,981                                               | 583,471 | 1,192,452 |

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

## ④ 対処すべき課題

商品先物業界におきましては、厳しい経営環境が続いており、対面営業を縮小する取引員も見られますが、当社は逆に「対面営業に特化した企業」として、一人でも多くのお客様に当社とお付き合いを頂き、直接お客様の声を今後の経営に生かして行きたいと考えております。そのため、商品先物取引業務だけでなく、「純金積立」「商品ファンド」といったローリスクの商品販売や、お客様の育成を目的に「フューチャーズアカデミーの開催」や「メール・マガジンの配信」にも力を入れております。

当社の経営理念である「インテグラルブローカー」として、

- ・ お客様を勝利に導く力と魂を備えた「勝つブローカー」
- ・ お客様のリスクを常に監視する「必要不可欠のブローカー」
- ・ お客様とのお付き合いのすべての過程において「誠実さを貫くブローカー」

つまり、お客様から信頼されるパートナー、そして資産運用新時代に不可欠な企業として、全員一丸となって取組んで参ります。



## 受 託 業 務 管 理 規 則

### （目的）

第1条 この規則は、委託者の保護育成を図るため、受託等業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

### （管理組織）

第2条 当社は、受託等業務に係る社内管理の経営上の責任体制の明確化を図るため、本店に総括責任者及び副総括責任者を置くものとし、本店及び従たる営業所ごとに管理担当責任者を置くものとする。

- 2 総括責任者、副総括責任者及び管理担当責任者は次の者とする。
- （1）総括責任者は、管理部門を統括する取締役またはそれに準ずる者とする。
  - （2）副総括責任者は、本店管理部門の課長職以上の者とする。
  - （3）管理担当責任者は、管理部門の役職者とする。

### （取締役会への報告）

第3条 総括責任者は、社内管理措置の遂行状況、遵守状況について、必要に応じて取締役会に報告するとともに、改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の承認を得て改善措置を講ずるものとする。

### （常に不適当と認められる勧誘の対象者）

第4条 当社は、勧誘の対象者が次に掲げるものに該当すると判明したときは、勧誘及び受託を行わないものとする。

- （1）未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- （2）生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- （3）破産者で復権を得ない者
- （4）長期入院患者等随時連絡が取れない者
- （5）自宅療養者等医療費が収入の3割以上を占めている者
- （6）商品先物取引を行うために資金の借入れをする者
- （7）元本欠損及び元本以上の損失のおそれのある取引は行いたくないと意思表示をした者

## **（原則として不適当と認められる勧誘の対象者）**

第5条 当社は、勧誘の対象者が次に掲げる者に該当すると判明したときは、原則として勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、第6条に定める例外の要件を満たす場合は、この限りではない。

(1) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計をたてている者

「生計をたてている」とは、それらの収入が収入全体の過半を占めている場合をいう。

(2) 一定以上の収入を有しない者

「一定以上の収入」とは、年間500万円以上とする。

(3) 一定の高齢者

「一定の高齢者」とは、満年齢75歳以上とする。ただし、満年齢が70歳以上75歳未満の高齢者についても、第7条に定める適合性の審査において、投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されているか、説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているか等について、特に厳格に審査を行うものとする。

(4) 一定の若年者

「一定の若年者」とは、満年齢25歳未満とする。

(5) 投資可能資金額を超える取引をしようとする者

## **（原則として不適当と認められる勧誘の例外要件）**

第6条 当社は第5条に定める者であっても、次に掲げる例外の要件を満たす場合には、不適当と認められる勧誘及び受託の例外として取り扱うものとする。この場合、総括責任者による適合性の審査において取扱いの適否を判断するものとする。

(1) 「年金等により生計をたてている者」及び「一定以上の収入を有しない者」については、顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されているとともに、当該投資可能資金額についての流動資産（現預金・有価証券、以下同じ）を有する旨の書面があること。

(2) 「一定の高齢者」については、過去一定期間以上に亘り、商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験があると認められるとともに、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解し、さらに、申告しようとする投資可能資金額についての流動資産を有する旨の書面があること。

なお、「過去一定期間以上」は、直近の3年以内で延べ90日間以上とする。

- (3) 「一定の若年者」については、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解しているとともに、申告しようとする投資可能資金額についての流動資産を有する旨の書面があること。
  - (4) 「投資可能資金額を超える取引をしようとする者」については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されているとともに、当該投資可能資金額についての流動資産を有する旨の書面があること。
- 2 顧客本人の自書により、自らが適合性の原則に照らして、原則として不適当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、前項に定める例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告を得るものとする。

### (適合性の審査)

- 第7条 当社は、適合性の原則に照らして不適当と認められる者の取引への参入を防止するとともに、取引中の委託者についても、新たに不適当と認められる勧誘の対象者に該当することとなっていないかについて適合性の審査を行うものとする。
- 2 適合性の審査に当っては「口座設定申込書」及び「説明状況確認書兼理解度アンケート」を顧客から徴収し、その情報に基づいて「顧客カード」を作成するものとする。
- 3 適合性の審査は、次の手順によって行うものとする。
- (1) 顧客が第4条に定める者に該当している場合は、直ちに勧誘を中止するものとし、それ以外の者については適合性の審査を行うものとする。
  - (2) 副総括責任者は、「適合性審査要領」に基づく適合性の審査について、「適合性に関する審査表」に必要事項を記載して総括責任者へ報告する。
  - (3) 前号において、「適合性に関する審査表」には、審査日、審査者、審査対象者の属性及び審査の内容等を記載し、取引終了後3年間保存するものとする。
  - (4) 総括責任者は、適合性の審査について適否を判断するとともに、その結果に応じて受託の適否を判断する。
- 4 勧誘及び審査の過程において、顧客が適合性を有していないことが判明した場合、または、第5条に定める者に該当している顧客が第6条に定める原則として不適当と認められる勧誘の例外要件を満たしていない場合には、直ちに勧誘を中止するものとする。
- 5 新たに取引に参入しようとする顧客については、総括責任者が適合性の審査及び受託の適否を判断する前に、次のことを行わないものとする。
- (1) 約諾書の差入れをうけること
  - (2) 取引証拠金等の預託を受けること
  - (3) 取引を受託すること

- 6 取引中の委託者が、新たに第4条に定める者に該当することが判明した場合には、新たな取引の勧誘及び受託を行わないものとし、新たに第5条に定める者に該当することが判明した場合には、改めて適合性の審査を実施するものとする。

### **（説明状況確認書兼理解度アンケート及び口座設定申込書の徴収）**

第8条 当社は、顧客の属性及び商品先物取引の内容に対する理解度を確認するとともに、取引への参加の意思を明らかにするため、「説明状況確認書兼理解度アンケート」及び「口座設定申込書」を顧客から徴収するものとする。

「説明状況確認書兼理解度アンケート」は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 勧誘の状況
- (2) 商品先物取引の内容（取引の仕組み、リスク、取引証拠金等）についての理解度
- (3) 「予測が外れた場合の売買対処方法」についての理解度
- (4) その他顧客の理解度を確認するために必要と認める事項

「口座設定申込書」は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 氏名、住所、年齢、生年月日、性別、電話番号
  - (2) 家族構成
  - (3) 職業、勤務先名、役職、勤続年数、勤務先電話番号
  - (4) 株式取引等の経験の有無
  - (5) 商品先物取引の経験の有無
  - (6) 資産及び収入の状況
  - (7) 投資可能資金額
  - (8) 受託契約を締結する目的
  - (9) その他必要と認める事項
- 2 前項において、「投資可能資金額」とは、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいい、既に商品先物取引によって損失（評価損を含む）が発生している場合には当該損失額を控除するものとし、その意味を説明した上で、顧客から具体的な金額の申告を受けるものとする。
- 3 「説明状況確認書兼理解度アンケート」及び「口座設定申込書」は、取引終了後3年間保存するものとする。

### **（顧客カードの整備）**

第9条 当社は、顧客の属性を的確に把握するため、本店及び従たる営業所ごとに次の事項を記載した「顧客カード」を備え付けるものとする。

- (1) 氏名、住所、年齢、生年月日、性別、電話番号
- (2) 家族構成

- (3) 職業、勤務先名、役職、勤務先所在地、勤務先電話番号
  - (4) 株式取引等の経験の有無
  - (5) 商品先物取引の経験の有無
  - (6) 資産及び収入の状況
  - (7) 投資可能資金額
  - (8) その他必要と認める事項
- 2 「顧客カード」に記載された顧客の属性情報に変更等があった場合はその旨を追加記載するなどして、最新の情報を保つものとする。
- 3 「顧客カード」は、取引終了後5年間保存するものとする。

### **(勧誘に先立っての告知)**

第10条 当社は、商品先物取引の勧誘に先立って、顧客に次の事項を告知するものとする。

- (1) 当社の商号
  - (2) 登録外務員の氏名
  - (3) 商品先物取引の勧誘であること
- 2 当社は、前項に定める事項を告知した上で、当該顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、勧誘を受ける意思がない場合には勧誘行為を中止するものとする。
- 3 第1項及び第2項に係る記録として、次の事項を記載した「勧誘告知確認書」を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
- (1) 登録外務員の氏名
  - (2) 顧客の氏名
  - (3) 顧客に対して告知をした日時・場所
  - (4) 顧客の意思表示の内容

### **(迷惑勧誘の禁止)**

第11条 当社は、商品先物取引の勧誘において、次の事項を定め、適正な勧誘行為を遂行するものとする。

- (1) 深夜及び早朝等社会通念上迷惑と思われる時間帯（午後9時頃から午前8時頃までを目安とする）に、電話または訪問による勧誘を行わないものとする。ただし、顧客による具体的な指示または承諾に基づく場合を除く。
  - (2) 顧客の意思に反して、長時間に亘る勧誘を行わないものとする。
  - (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘を行わないものとする。
  - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で勧誘を行わないものとする。
- 2 当社は、顧客から商品先物取引の勧誘を受けることに対しての明確な拒否があった場合、または、商品先物取引の委託を行わない旨の明確な意思表示があった場

合には、当該顧客に対する再勧誘を行わないものとする。

- 3 前項に係る顧客の情報は、本店管理部で集約するとともに、営業部に対するメール及び掲示等の方法により社内に周知徹底することにより、再勧誘を防止するものとする。

### **（勧誘の際の説明と確認）**

- 第12条 当社は、商品先物取引の勧誘に際して、顧客に事前交付書面、受託契約準則、「予測が外れた場合の売買対処説明書」等の関係書類を交付し、商品先物取引の仕組みやリスク等について説明した上で、顧客の判断と責任において取引を行うことについて自覚を促すものとする。
- 2 前項において、まず、商品取引所法第217条第1項第1号から第3号までに規定する商品先物取引の仕組み・リスク等について次の事項を説明し、顧客が理解したことを確認するものとする。
    - (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動が小さくても取引額全体では大きな額の変動（つまり、大きな利益又は損失）が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
    - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
  - 3 前項に対する顧客の理解を確認後、商品取引所法第217条第1項第4号に基づく商品取引所法施行規則第104条に定める事項について説明し、顧客が理解したことを確認するものとする。
  - 4 事前交付書面の説明状況及び顧客の理解確認については、「説明状況確認書兼理解度アンケート」により行うものとする。

### **（商品先物取引の未経験者の保護措置）**

- 第13条 当社は、商品先物取引の経験がない委託者の保護育成を図るため、次に掲げる保護措置を定めて実施するものとする。
- (1) 未経験者に対する勧誘・契約に当っては、商品先物取引の仕組み及びリスクその他事前交付書面の記載事項について分かりやすく説明するとともに、その理解の確認を行い、委託者の取引自己責任を徹底するものとする。
  - (2) 未経験者の保護措置に係る取引額は、取引本証拠金の額が当該委託者が申告した投資可能資金額の1/3となる水準迄の額とする。
- なお、取引追証拠金、取引定時増証拠金、取引臨時増証拠金については、本号の

対象から除外するものとする。

- 2 前項第2号において、当該委託者が保護措置に係る取引額を超える取引を希望する場合は、別に定める審査を実施することにより、総括責任者が受託の適否を判断するものとする。
- 3 取引経験の有無の基準は、直近の3年以内に延べ90日以上取引経験があることとする。
- 4 取引経験の有無については、当該委託者から徴収した「口座設定申込書」を参考とする。
- 5 保護措置の対象期間は、最初の取引を開始した日から3ヶ月を経過するまでの期間とする。

### **（管理担当責任者の職務）**

第14条 管理担当責任者の職務は次の通りとする。

- (1) 「口座設定申込書」及び「説明状況確認書兼理解度アンケート」による顧客の属性及び商品先物取引の仕組みやリスクに対する理解度の確認
- (2) 「顧客カード」に記載された内容の確認及び最新情報の記載
- (3) 顧客が第4条及び第5条に定める不適当と認められる勧誘の対象者に該当していないかの確認、並びに第5条に該当している場合に例外の要件を満たしているかの確認
- (4) 委託者の知識、経験及び財産の状況等に照らして不相応と判断される取引の抑制
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡及びサービス状況等の把握並びに必要が認められた場合の指導
- (6) 委託者の取引状況の監視及び取引状況に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置
- (7) 委託者からの問い合わせ、苦情、紛争等に対する適切な対応
- (8) 過去に恣意的に紛争を多発した委託者の参入防止措置
- (9) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるための必要な措置
- (10) 登録外務員等に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (11) その他委託者の保護育成のために必要と認められる事項

### **（副総括責任者の職務）**

第15条 副総括責任者の職務は次の通りとする。

- (1) 第7条に定める適合性の審査及び第13条第2項に定める商品先物取引の経験

がない委託者からの保護措置に係る取引額を超える取引の受託審査に関して「適合性に関する審査表」の記載並びに総括責任者への報告

- (2) 登録外務員等に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び教育
- (3) 苦情又は紛争が発生した場合の営業部門に対する調査の要請及び再発防止策の提言
- (4) 総括責任者の職務の補佐
- (5) その他委託者の保護育成のために必要と認められる事項

### **(総括責任者の職務)**

第16条 総括責任者の職務は次の通りとする。

- (1) 適合性の審査に係る適否の判断及び受託の適否の判断
- (2) 商品先物取引の経験がない委託者が保護措置に係る取引額を超える取引を希望する場合の受託審査に係る適否の判断
- (3) 登録外務員等に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び教育
- (4) 苦情又は紛争が発生した場合の営業部門に対する調査の要請及び再発防止策の提言
- (5) 受託等業務の適正な運営及び委託者の保護育成等に関する事項についての取締役会への報告
- (6) 社内制裁が必要と認められる登録外務員等の取締役会への意見具申
- (7) 受託等業務の適正な運営及びその管理について必要と認められる事項
- (8) その他委託者の保護育成のために必要と認められる事項

### **(不正資金の流入防止措置)**

第17条 当社は、以下に規定する者からの受託に当っては、不正資金の流入を防止するため、次項以下の措置を講ずるものとする。なお、これらの者から受託しようとする場合には、あらかじめ当該顧客の自書により、自己資金による取引である旨の書面での申し出があり、総括責任者が認めた場合に限り受託を行うものとする。

- (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関において、金銭、有価証券等の出納業務に携わる者
- (2) 国・地方公共団体その他公益機関において、金銭、有価証券等の出納業務に携わる者
- (3) 民間企業等における経理、財務等の担当者

- 2 当該委託者からの実質入金額の累計が3,000万円を超えたとき、当該委託者の資金について調査を開始するものとする。その後、3,000万円を基準に1,000万円を超えるごとに再度調査を開始するものとする。



- 3 調査は、管理部門（管理担当責任者等）が当該委託者から資金の出所（自己資金かどうか）を聴取して行うものとする。この場合、営業部門は当該委託者の情報を提供する等、調査に協力しなければならない。ただし、調査が困難と判断した時は、興信所その他外部機関に委託する等資金調査に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の管理部門による調査において、当該委託者から自己資金による取引であるとの申し出があった場合には、そのことを証する自書による書面の提出を受けるものとする。
- 5 当該委託者から前項に定める自己資金による取引であることを証する書面の提出がない場合には、新たな入金及び建玉の追加は受けないものとする。
- 6 調査の結果、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金は不正資金の有無に係らず受託しないものとする。
- 7 本条に定める調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

#### **（委託者との入出金に係る管理措置）**

- 第18条 当社は、委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行うものとする。ただし、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については委託者ごとにその必要性等について個別に審査を行うものとする。
- 2 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。
  - 3 外務員が委託者から現金で入出金したときは、当該外務員以外の役職員が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認するものとする。
  - 4 現金の受領に当たっては、原則として複数の役職員で対応するものとする。ただし、やむを得ず1人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得るものとする。

#### **（委託者の疑義等の解明努力）**

- 第19条 当社は、取引等に対する委託者からの疑義・相談等について、誠意を持って適切に対処し、疑義等の解明に努めるものとする。
- 2 疑義・相談等の受付窓口は管理部とし、委託者に周知するものとする。
  - 3 疑義等の解明に当たっては、取引経過の記録の充実・整備を図るとともに、必要に応じて関係資料を提示するなどして、早期に疑義等の払拭に努めるものとする。

### **（広告・宣伝に係る管理措置）**

第20条 当社は、日本商品先物取引協会の定める「会員の広告等に関する規則」及び「会員の広告等に関する指針」に基づき、広告に係る社内管理責任者を定め、その表示内容及び方法等について適正な管理を行うものとする。

- 2 広告・宣伝に係る社内管理責任者は、管理部門を統括する取締役またはそれに準ずる者とする。
- 3 広告・宣伝に係る社内管理責任者は、広告・宣伝の実施に先立ってその内容を審査するものとする。

### **（取引証拠金の額に係る措置）**

第21条 当社は、上場商品及び上場商品指数等の取引本証拠金の額を、商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同額または同基準額に一定額を加えた額とする。

- 2 取引追証拠金の額は、値洗損金額が取引本証拠金基準額の1/2を超えた場合に、取引本証拠金基準額の1/2相当額から値洗損金相当額までの範囲内の額とする。
- 3 当社が取り扱う上場商品及び上場商品指数等の取引本証拠金等の額については、委託者に周知するとともに、その記録を作成して3年間保存するものとする。

### **（委託手数料の額に係る措置）**

第22条 当社は、上場商品及び上場商品指数等の委託手数料の額を委託者に周知するとともにその記録を作成して、3年間保存するものとする。

### **（勧誘方針の策定及び公表）**

第23条 当社は勧誘方針を策定し、それに基づく適切な受託業務を行うものとする。

- 2 勧誘方針は本店及び支店に掲示する他、インターネットのホームページに掲載するものとする。

### **（その他の管理措置）**

第24条 当社は、全役職員に対して関係法令諸規則及び本規則を遵守する旨を徹底し、適正な受託等業務の遂行及び委託者の保護育成を図るものとする。

- 2 当社の全役職員は、関係法令諸規則に定める禁止行為を行ってはならないものとする。

**(違反者に対する懲戒)**

第25条 当社は、関係法令諸規則及び本規則を遵守せず、または禁止行為を行った者に対しては、別に定める規定により、これを懲戒する。

**(本規則の改廃)**

第26条 本規則を改廃する場合は、取締役会の決議を経なければならない。

**(日本商品先物取引協会への届出)**

第27条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとし、これを変更したときも同様とする。

付 則

1. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
2. 平成12年4月1日、一部改正。
3. 平成14年1月4日、一部改正。
4. 平成15年4月1日、一部改正。
5. 平成15年6月6日、一部改正。
6. 平成16年6月24日、一部改正。
7. 平成17年5月1日、一部改正及び追加。
8. 平成17年10月1日、一部改正。
9. 平成18年7月1日、一部改正。
10. 平成19年11月27日、一部改正。
11. 平成19年12月25日、一部改正。

# 取引未経験者に対する保護措置の例外に関する審査

平成18年7月1日

当社は、受託業務管理規則第13条第2項に基づき、商品先物取引の経験がない委託者が、保護措置に係る取引額を超える取引を希望する場合にあっては次の手順により審査を行い、受託の適否を判断するものとする。

1. 当該委託者から、商品先物取引の経験がない委託者を保護するために取引額を制限する措置が設けられていること及び保護措置の例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面での申告を得るものとする。  
「保護措置の例外の要件」とは、委託者本人が保護措置に係る取引額を超える取引を希望し、商品先物取引に習熟していると認められる事をいう。
2. 当該委託者から、商品先物取引に習熟していることを客観的に確認するための「習熟度確認アンケート」を徴収するものとする。  
なお、「習熟度確認アンケート」は、取引終了後3年間保存するものとする。
3. 当該委託者から、取引未経験者に対する保護措置の解除に係る自書による申出書の差入れを受けるとともに、設定している投資可能資金額についての流動資産を有している旨の書面での申告を得るものとする。
4. 副総括責任者は、当該委託者の属性及び当該委託者からの申告等により「適合性に関する審査表」に必要事項を記載して総括責任者に報告する。
5. 総括責任者は、取引未経験者に対する保護措置の例外について、当該委託者の適合性の審査を行い、その適否を判断する。

## ⑥ 外務員の登録状況

| 期 首<br>登録外務員数 | 新規登録数 | 登録抹消数 | 期 末<br>登録外務員数 |
|---------------|-------|-------|---------------|
| 102名          | 63名   | 34名   | 131名          |

(注) 登録外務員数には役員を含んでおります。

## ⑦ 委託者に関する事項

| 期 首<br>委託者数 | 新規委託者数 | 期 末<br>委託者数 |
|-------------|--------|-------------|
| 1,168名      | 1,414名 | 1,608名      |

## ⑧ 苦情・紛争・訴訟に関する事項

## (a) 顧客等が提起したもの

|                           | 当該年度中の解決案件       |                |     | 当該年度中の未解決案件  |                |     |      |
|---------------------------|------------------|----------------|-----|--------------|----------------|-----|------|
|                           | 苦情               | 紛争             | 訴訟  | 苦情           | 紛争             | 訴訟  |      |
|                           | 相互の話し合い<br>による解決 | 紛争処理機<br>関での解決 |     | 相互に<br>話し合い中 | 紛争処理機<br>関で処理中 |     |      |
| 当該年度に新<br>規に発生した案<br>件の件数 | 46 件             | 11 件           | 0 件 | 0 件          | 31 件           | 0 件 | 4 件  |
| 前年度から継続<br>している案件の<br>件数  | 79 件             | 35 件           | 4 件 | 14 件         | 17 件           | 0 件 | 9 件  |
| 合計                        | 125 件            | 46 件           | 4 件 | 14 件         | 48 件           | 0 件 | 13 件 |

(注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。

2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。  
例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (C) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

|                              | 当該年度中の解決案件 |     | 当該年度中の解決案件 |     |
|------------------------------|------------|-----|------------|-----|
|                              | 紛争         | 訴訟  | 紛争         | 訴訟  |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数<br><br>0 件 | 0 件        | 0 件 | 0 件        | 0 件 |
| 前年度から継続している案件の件数<br><br>0 件  | 0 件        | 0 件 | 0 件        | 0 件 |
| 合計<br>0 件                    | 0 件        | 0 件 | 0 件        | 0 件 |

(注) (C)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c) 双方が提起したもの

|                   | 当該年度中の解決案件 |     | 当該年度中の未解決案件 |     |
|-------------------|------------|-----|-------------|-----|
|                   | 訴訟         |     | 訴訟          |     |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数 |            |     |             |     |
| 0 件               |            | 0 件 |             | 0 件 |
| 前年度から継続している案件の件数  |            |     |             |     |
| 3 件               |            | 3 件 |             | 0 件 |
| 合計                | 3 件        | 3 件 |             | 0 件 |

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

|                   | 当該年度中の解決案件 |        | 当該年度中の未解決案件 |        |
|-------------------|------------|--------|-------------|--------|
|                   | 事務処理ミス     | システム障害 | 事務処理ミス      | システム障害 |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数 |            |        |             |        |
| 6 件               | 6 件        | 0 件    | 0 件         | 0 件    |
| 前年度から継続している案件の件数  |            |        |             |        |
| 2 件               | 2 件        | 0 件    | 0 件         | 0 件    |
| 合計                | 8 件        | 0 件    | 0 件         | 0 件    |

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。



### 3. 経理の状況

#### ① 貸借対照表

貸 借 対 照 表  
(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | [ 6,445,518 ]    | <b>流動負債</b>     | [ 3,667,960 ]    |
| 現金預金            | 2,263,053        | 未払法人税等          | 10,492           |
| 委託者保護基金預託金      | 125,000          | 預り証拠金           | 2,934,802        |
| 委託者未収金          | 380,952          | 未払金             | 40,076           |
| 商品・貯蔵品          | 4,770            | 未払費用            | 53,608           |
| 前払費用            | 24,044           | 賞与引当金           | 38,572           |
| 保管有価証券          | 160,868          | 預り金             | 36,503           |
| 差入保証金           | 1,720,000        | 保護預り金地金         | 552,466          |
| 委託者先物取引差金       | 1,086,066        | その他の流動負債        | 1,437            |
| 短期貸付金           | 8,208            |                 |                  |
| 未収入金            | 8,615            | <b>固定負債</b>     | [ 483,022 ]      |
| 未収収益            | 52,705           | 長期未払金           | 606              |
| 保管金地金           | 551,925          | 役員退職慰労引当金       | 158,166          |
| その他の流動資産        | 77,703           | 商品取引に係る損失引当金    | 324,250          |
| 貸倒引当金           | △ 18,395         |                 |                  |
| <b>固定資産</b>     | [ 2,262,431 ]    | <b>特別法上の準備金</b> | [ 358,848 ]      |
| <b>有形固定資産</b>   | ( 788,955 )      | 商品取引責任準備金       | 358,848          |
| 建物              | 265,346          |                 |                  |
| 建物減価償却累計額       | △ 148,346        |                 |                  |
| 構築物             | 97,143           |                 |                  |
| 構築物減価償却累計額      | △ 66,256         |                 |                  |
| 什器備品            | 101,056          |                 |                  |
| 什器備品減価償却累計額     | △ 38,443         |                 |                  |
| 土地              | 578,454          |                 |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | ( 142,905 )      |                 |                  |
| 電話加入権           | 53,191           |                 |                  |
| ソフトウェア          | 89,714           |                 |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | ( 1,330,571 )    |                 |                  |
| 投資有価証券          | 15,116           |                 |                  |
| 関係会社株式          | 42,000           |                 |                  |
| 出資金・加入金         | 208,700          |                 |                  |
| 長期前払年金費用        | 450,832          |                 |                  |
| 長期未収債権          | 118,992          |                 |                  |
| 長期差入保証金         | 502,463          |                 |                  |
| 長期貸付金           | 91,357           |                 |                  |
| 長期前払費用          | 31,304           |                 |                  |
| その他の投資          | 54,546           |                 |                  |
| 貸倒引当金           | △ 184,742        |                 |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,707,950</b> | <b>負債合計</b>     | <b>4,509,830</b> |
|                 |                  |                 |                  |
|                 |                  | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
|                 |                  | <b>株主資本</b>     | [ 4,198,119 ]    |
|                 |                  | 資本金             | 698,750          |
|                 |                  | 資本剰余金           | 659,040          |
|                 |                  | 資本準備金           | 659,040          |
|                 |                  | 利益剰余金           | 2,840,329        |
|                 |                  | 利益準備金           | 296,635          |
|                 |                  | その他の利益剰余金       | 2,543,694        |
|                 |                  | (任意積立金)         | ( 900,000 )      |
|                 |                  | (配当準備積立金)       | ( 400,000 )      |
|                 |                  | (増資準備積立金)       | ( 400,000 )      |
|                 |                  | (別途積立金)         | ( 920,000 )      |
|                 |                  | (繰越利益剰余金)       | ( △ 76,305 )     |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>4,198,119</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>8,707,950</b> |

② 損益計算書

損 益 計 算 書  
〔 自 平成20年4月 1日  
至 平成21年3月31日 〕

(単位：千円)

|                 | 金 額         |           |
|-----------------|-------------|-----------|
| 営 業 収 益         |             | 1,726,838 |
| 受 取 手 数 料       | 1,559,882   |           |
| 売 買 損 益         | 139,645     |           |
| 商品先物決済損益        | ( 143,891 ) |           |
| 商品先物評価損益        | ( △ 4,245 ) |           |
| 商品売買損益          | 27,643      |           |
| 海外ディーリング売買損益    | △ 333       |           |
| 営 業 費 用         |             | 2,148,011 |
| 先物取引に係る費用       | 74,630      |           |
| 販売費及び一般管理費      | 2,073,380   |           |
| 営 業 損 失         |             | △ 421,172 |
| 営 業 外 収 益       |             | 16,393    |
| 受 取 利 息         | 6,673       |           |
| 受 取 地 代 家 賃     | 3,486       |           |
| その他の営業外収益       | 6,233       |           |
| 営 業 外 費 用       |             | 12,182    |
| 貸倒引当金繰入         | 8,244       |           |
| その他の営業外費用       | 3,937       |           |
| 経 常 損 失         |             | △ 416,962 |
| 特 別 利 益         |             | 495,892   |
| 退職給付費用処理額       | 495,892     |           |
| 特 別 損 失         |             | 515,850   |
| 商品取引責任準備金繰入     | 211,534     |           |
| 商品取引に係る損失引当金繰入  | 304,135     |           |
| その他の特別損失        | 180         |           |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 |             | △ 436,920 |
| 法人税、住民税及び事業税    |             | 7,689     |
| 法 人 税 等 調 整 額   |             | 20,355    |
| 当 期 純 損 失       |             | △ 464,964 |

③株式資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

〔 自 平成20年4月 1日  
至 平成21年3月31日 〕

(単位：千円)

|         | 株 主 資 本 |           |              |           |                 |             |         |
|---------|---------|-----------|--------------|-----------|-----------------|-------------|---------|
|         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |                 |             |         |
|         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |             |         |
|         |         |           |              |           | 任意積立金           | 配当準備<br>積立金 | 増資準備積立金 |
| 前期末残高   | 698,750 | 659,040   | 659,040      | 296,635   | 900,000         | 400,000     | 400,000 |
| 当期変動額   |         |           |              |           |                 |             |         |
| 剰余金の配当  |         |           |              |           |                 |             |         |
| 当期純損失   |         |           |              |           |                 |             |         |
| 当期変動額合計 | -       | -         | -            | -         | -               | -           | -       |
| 当期末残高   | 698,750 | 659,040   | 659,040      | 296,635   | 900,000         | 400,000     | 400,000 |

|         | 株 主 資 本   |                  |              |           | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 |                | 純 資 産 合 計 |
|---------|-----------|------------------|--------------|-----------|--------------------|----------------|-----------|
|         | 利 益 剰 余 金 |                  |              | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金   | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
|         | その他の利益剰余金 |                  | 利益剰余金<br>合 計 |           |                    |                |           |
|         | 別途積立金     | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |           |                    |                |           |
| 前期末残高   | 920,000   | 469,718          | 3,386,353    | 4,744,143 | -                  | -              | 4,744,143 |
| 当期変動額   |           |                  |              |           |                    |                |           |
| 剰余金の配当  |           | △ 81,060         | △ 81,060     | △ 81,060  |                    |                | △ 81,060  |
| 当期純損失   |           | △ 464,964        | △ 464,964    | △ 464,964 |                    |                | △ 464,964 |
| 当期変動額合計 | -         | △ 546,024        | △ 546,024    | △ 546,024 |                    |                | △ 546,024 |
| 当期末残高   | 920,000   | △ 76,305         | 2,840,329    | 4,198,119 | -                  | -              | 4,198,119 |

#### ④ 個別注記表

##### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

時価のあるもの

当期末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)。

時価のないもの

移動平均法による原価法。

###### ③ 保管有価証券

商品取引所法の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

|            |       |         |
|------------|-------|---------|
| 利付国債証券     | 額面金額の | 80%～85% |
| 社債(上場銘柄)   | 額面金額の | 65%     |
| 株券(一部上場銘柄) | 時価の   | 70%相当額  |
| 倉荷証券       | 時価の   | 70%相当額  |

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法。

##### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得の建物(附属設備は除く)については、法人税法に定める定額法を採用しております。

無形固定資産・・・定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (4) 引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、将来の見込額のうち当期の負担部分を計上しております。

###### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金の超過部分450,832千円は前払年金費用として処理しております。数理計算上の差異は7年による定額法により翌期から費用処理することとしております。

##### (追加情報)

当期において、光陽ホールディングスグループとして実施した事業再編に伴う大量退職があったことに伴ない、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」

(企業会計基準適用指針第 1 号) に定める退職給付制度の一部終了の会計処理を適用しました。これにより、大量退職処理に伴う終了益 495,892 千円を特別利益の退職給付費用処理額として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条 1 項の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

⑥ 商品取引に係る損失引当金

商品取引事故に備えるため、将来の損害賠償見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

商品取引に係る損失引当金については、従来、将来の損害賠償見込額のうち、商品取引責任準備金で不足する額を計上しておりましたが、委託者保護の面で会社の責任負担割合が厳しく求められる環境の変化から、当期は損害賠償見込額の全額を計上しております。この変更に伴ない、従来と同一の基準を適用した場合に比べ、特別損失が 304,135 千円増加し、税引前当期純損失も同額増加しております。

(5) 営業収益の計上基準

① 受取手数料

「商品先物取引統一基準」に基づき、約定日基準により計上しております。

② 売買損益

商品先物決済損益は、反対売買または受渡しにより決済したときに計上しております。また未決済建玉については、時価による評価損益を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産

|      |            |
|------|------------|
| 定期預金 | 510,000 千円 |
|------|------------|

上記定期預金に対して 100,000 千円の借越し契約を結んでおります。

なお、当期末における借入金残高はありません。

(2) 取締役に対する金銭債権

|        |        |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 888 千円 |
|--------|--------|

|        |          |
|--------|----------|
| 長期金銭債権 | 2,772 千円 |
|--------|----------|

(3) 監査役に対する金銭債権

|        |        |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 360 千円 |
|--------|--------|

|        |           |
|--------|-----------|
| 長期金銭債権 | 14,040 千円 |
|--------|-----------|

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引高      | 93,337 千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 924 千円    |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の普通株式数

1,351,000 株

(2) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成 20 年 6 月 12 日の株主総会において、次のとおり決議しました。

|               |                  |
|---------------|------------------|
| (a) 配当の総額     | 81,060 千円        |
| (b) 配当の原資     | 利益剰余金            |
| (c) 1 株当たり配当額 | 60 円 00 銭        |
| (d) 基準日       | 平成 20 年 3 月 31 日 |
| (e) 効力発生日     | 平成 20 年 6 月 13 日 |

(税効果会計に関する注記)

当事業年度は、税効果会計による繰延税金資産並びに繰越税金負債の計上は行なっておりません。

(リースより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として車輛運搬具と電子計算機周辺機器等があります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性  | 会社等の名称         | 資本金<br>(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%)         | 関係内容      |        | 取引の内容    | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------|-------------|-----------|---------------------------|-----------|--------|----------|--------------|----|--------------|
|     |                |             |           |                           | 役員の兼任等    | 事実上の関係 |          |              |    |              |
| 親会社 | 光陽ホールディングス株式会社 | 3,800,000   | 持株会社      | (被所有)<br>直接 100%<br>間接 -% | 兼任<br>5 名 | 経営管理指導 | 経営管理費の支払 | 92,736       | -  | -            |
|     |                |             |           |                           |           | -      | 配当金の支払   | 81,060       | -  | -            |
|     |                |             |           |                           |           | -      | 貸付金の返済   | ※3 108,000   | -  | -            |
|     |                |             |           |                           |           | 利息の受取  | 貸付金利息の受取 | ※1 924       | -  | -            |
|     |                |             |           |                           |           | 社内報の支払 | 購読料の支払   | ※2 601       | -  | -            |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 貸付金について市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しています。

※2 一般的な市場価格を勘案し、取引金額を決定しています。

※3 貸付金の返済については、返済期間を定め分割返済しております。

## 2. 兄弟会社等

| 属 性     | 会 社 等<br>の 名 称           | 資 本 金<br>( 千 円 ) | 事 業 の<br>内 容<br>又 は 職 業 | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合 ( % ) | 関 係 内 容    |                                              | 取 引 の<br>内 容              | 取引金額<br>(千円) | 科 目            | 期末残高<br>(千円)    |
|---------|--------------------------|------------------|-------------------------|------------------------------|------------|----------------------------------------------|---------------------------|--------------|----------------|-----------------|
|         |                          |                  |                         |                              | 役員の<br>兼任等 | 事実上<br>の関係                                   |                           |              |                |                 |
| 親会社の子会社 | 三 貴 商 事<br>株 式 会 社       | 1,000,000        | 商 品 先 物<br>取 引 業        | (被所有)<br>直接 1%<br>間接 1%      | 兼任<br>3 名  | 運用益<br>の受取                                   | 純金積立<br>運 用 益             | 58           | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 手数料<br>の支払                                   | 業務委託<br>手数料の支払            | ※5 29        |                |                 |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 商品先物<br>取引委託<br>者の建玉<br>移管によ<br>る資産勘<br>定の受入 | 差入保証金(取引<br>証拠金)の受入       | 413,794      | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            |                                              | 保管有価証券(取<br>引証拠金)の受入      | 67,648       | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            |                                              | 委託者未収<br>金の受入             | 16,458       | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 商品先物<br>取引委託<br>者の建玉<br>移管によ<br>る負債勘<br>定の受入 | 委託者先物取<br>引差金の受入          | 842,343      | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            |                                              | 預り証拠金の<br>受入(現金)          | 1,251,908    | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 立替金<br>の支払                                   | 預り証拠金の受<br>入(有価証券)        | 67,648       | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            |                                              | 清算機構への立<br>替預託金の支払        | 20,687       | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 未収収益<br>の支払                                  | 未収受取手数料<br>(建玉手数料)<br>の支払 | 17,121       | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 純金積立<br>事業の譲<br>渡による<br>資産の受<br>入            | 現金の受入                     | 186,938      | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            |                                              | 保 管 金 地<br>金の受入           | 321,334      | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 純金積立<br>事業の譲<br>渡による<br>負債の受<br>入            | 保護預り金<br>地金の受入            | 473,557      | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            |                                              | 預り金の受<br>入                | 27,104       | -              | -               |
| 親会社の子会社 | 光陽ビジネス<br>サービス株<br>式 会 社 | 200,000          | 防 災 用 品<br>販 売 業        | (被所有)<br>直接 1%<br>間接 1%      | 兼任<br>2 名  | -                                            | 物品等の購入<br>による支払           | 90,810       | 未払金            | 7,760           |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 家賃の<br>受取                                    | 家賃の返<br>済                 | ※2 3,285     | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            | -                                            | 貸付金の<br>返済                | ※3 15,000    | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 利息の<br>受取                                    | 貸付金利<br>息の受取              | ※1 92        | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 手数料<br>の受取                                   | 自動販売機手<br>数料の受取           | ※4 96        | 未収入金           | 8               |
| 親会社の子会社 | 光 陽 不 動<br>産 株 式 会<br>社  | 10,000           | 不 動 産 業                 | (被所有)<br>直接 1%<br>間接 1%      | 兼任<br>2 名  | 地代の<br>受取                                    | 土地地代<br>の受取               | ※2 1,200     | 前受収益           | 105             |
|         |                          |                  |                         |                              |            | -                                            | 貸付金の<br>返済                | ※3 6,000     | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 6,000<br>38,000 |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 利息の<br>受取                                    | 貸付金利<br>息の受取              | ※1 943       | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 敷金の<br>支払                                    | 事務所等賃<br>貸借による敷<br>金の支払   | 5,312        | 敷金             | 25,728          |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 家賃等<br>の支払                                   | 家賃及び不<br>動産関連費<br>等の支払    | ※2 45,830    | 未払金<br>前払費用    | 647<br>3,963    |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 手数料<br>等の支払                                  | 業務委託手<br>数料・設計料<br>等の支払   | ※2 3,141     | -              | -               |
|         |                          |                  |                         |                              |            | 工事費等<br>の支払                                  | 設備工事費<br>等の支払             | ※2 37        | -              | -               |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

※ 1 貸付金について市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しています。

※ 2 一般的な市場価格を勘案し、取引金額を決定しています。

※ 3 貸付金の返済については、返済期間を定め分割返済しております。

※ 4 販売手数料の受取については、取引に応じ一定割合の販売手数料を受取っております。

※ 5 業務手数料の支払については、取引に応じ一定割合の支払手数料を支払っております。

### 3. 役員及び個人主要株主等

| 属 性 | 氏 名     | 議 決 権 等 の<br>所有(被所有)<br>割 合 ( % ) | 関 連 当 事 者<br>との関係 | 取 引 の 内 容      | 取引金額<br>(千円) | 科 目   | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------|-----------------------------------|-------------------|----------------|--------------|-------|--------------|
| 役 員 | 猪 股 圭 次 | ( 被 所 有 )<br>直 接 - %<br>間 接 - %   | 当 社<br>専 務 取 締 役  | 資 金 の 貸 付      | 4,400        | 短期貸付金 | 888          |
|     |         |                                   |                   | 貸付金の返済         | ※3 740       | 長期貸付金 | 2,772        |
|     |         |                                   |                   | 貸付金利息<br>の 受 取 | ※1 76        | -     | -            |
| 役 員 | 松 本 隆 満 | ( 被 所 有 )<br>直 接 - %<br>間 接 0.2 % | 当 社<br>監 査 役      | 貸付金の返済         | ※3 360       | 短期貸付金 | 360          |
|     |         |                                   |                   | 貸付金利息<br>の 受 取 | ※1 331       | -     | -            |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 貸付金について市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しています。

※3 貸付金の返済については、返済期間を定め分割返済しております。

#### (1 株当り情報に関する注記)

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| (1) 1 株当りの純資産額  | 3,107 円 41 銭 |
| (2) 1 株当りの当期純損失 | △344 円 16 銭  |

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

#### (その他の注記)

表示は千円未満を切捨てて表示しております。

#### ⑤ 監査に関する事項

当社は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について会計監査人の監査を受けております。



⑥ 財務比率

| 諸 項 目                                     | 比 率     |
|-------------------------------------------|---------|
| (a) 純資産額規制比率[純資産額 (※1) / リスク額 (※1) ×100 ] | 2,246 % |
| (b) 純資産額資本金比率[純資産額 (※2) / 資本金額×100]       | 606 %   |
| (c) 自己資本資本金比率[自己資本/資本金額×100]              | 600 %   |
| (d) 自己資本比率[自己資本/総資産額×100]                 | 48 %    |
| (e) 修正自己資本比率[自己資本/総資産額 (※3) ×100]         | 61 %    |
| (f) 負債比率[負債合計額/純資産額 (※2) ×100]            | 106 %   |
| (g) 流動比率[流動資産額/流動負債額×100]                 | 175 %   |

※ 1 「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出しています。

※ 2 「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しています。

※ 3 「総資産額」は、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除きます。

**【訂正】**  
**28～30ページの「⑧苦情・紛争・訴訟に関する事項」の記載に誤りがありましたので、以下のように訂正いたします。**

⑧ 苦情・紛争・訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

|                       | 当該年度中の解決案件             |                      |      | 当該年度中の未解決案件        |                      |      |
|-----------------------|------------------------|----------------------|------|--------------------|----------------------|------|
|                       | 苦情<br>相互の話し合い<br>による解決 | 紛争<br>紛争処理機関<br>での解決 | 訴訟   | 苦情<br>相互に<br>話し合い中 | 紛争<br>紛争処理機関<br>で処理中 | 訴訟   |
| 当該年度に新規に<br>発生した案件の件数 |                        |                      |      |                    |                      |      |
| 47 件                  | 12 件                   | 0 件                  | 0 件  | 31 件               | 0 件                  | 4 件  |
| 前年度から継続して<br>いる案件の件数  |                        |                      |      |                    |                      |      |
| 79 件                  | 35 件                   | 4 件                  | 14 件 | 17 件               | 0 件                  | 9 件  |
| 合計                    | 126 件                  | 4 件                  | 14 件 | 48 件               | 0 件                  | 13 件 |

(d) 値合金処理に関するもの

|                   | 当該年度中の解決案件 |        | 当該年度中の未解決案件 |        |
|-------------------|------------|--------|-------------|--------|
|                   | 事務処理ミス     | システム障害 | 事務処理ミス      | システム障害 |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数 |            |        |             |        |
| 5 件               | 5 件        | 0 件    | 0 件         | 0 件    |
| 前年度から継続している案件の件数  |            |        |             |        |
| 2 件               | 2 件        | 0 件    | 0 件         | 0 件    |
| 合計                | 7 件        | 0 件    | 0 件         | 0 件    |